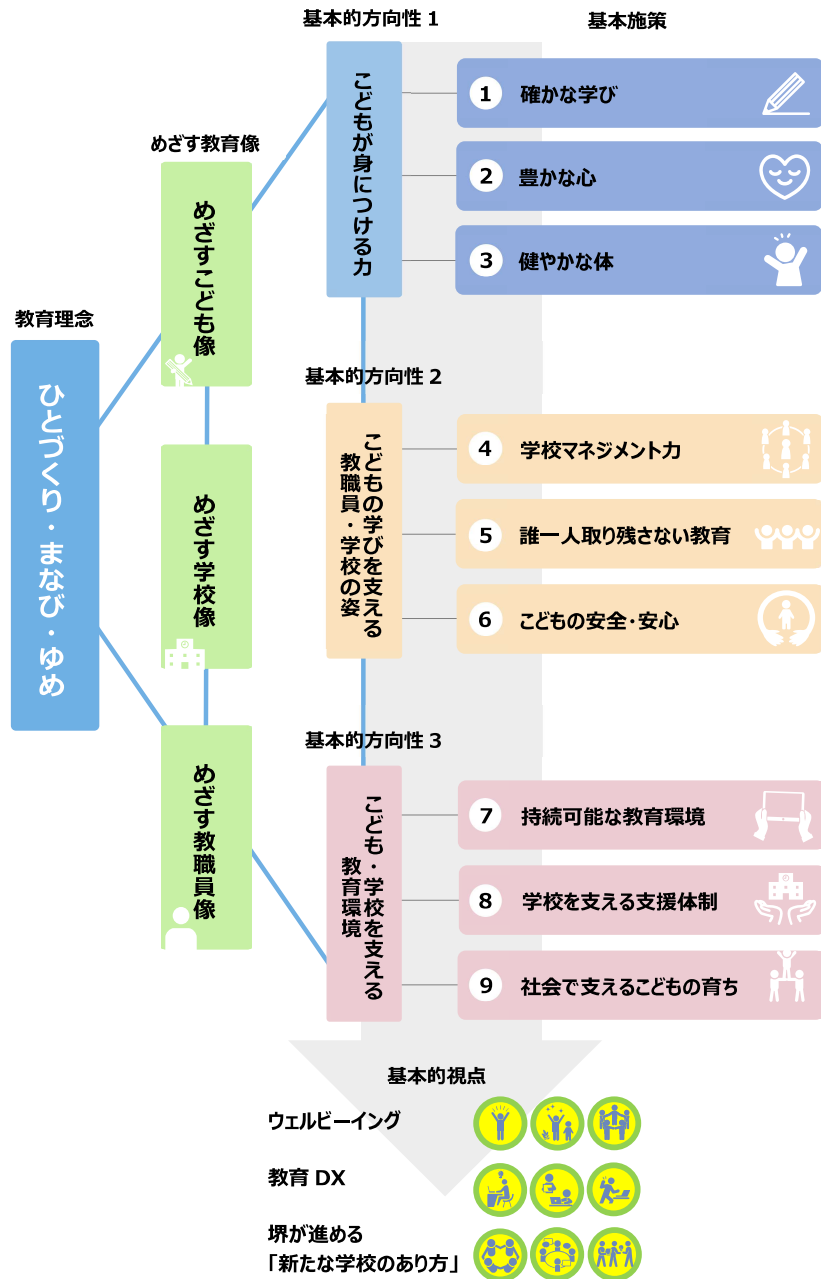


「プランの施策体系」



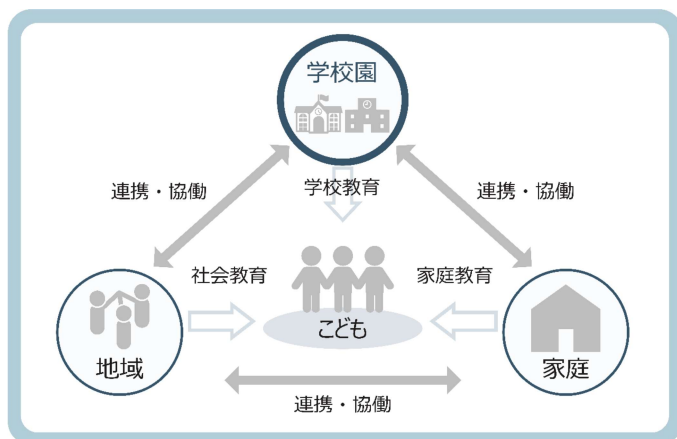
第1章 プランの概要・本市の教育理念

(3) 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。なお、プランの進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。

(4) プランの範囲

子どもの学びや育ちを支えるためには、「学校教育」、「家庭教育」、「社会教育」の3つが連携・協働し、相互に補完することが重要であることから、学校教育を軸として、家庭や地域社会も含めた教育に関わる取組を範囲とします。



- **学校教育とは**
学校教育とは、「学校教育法が定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）で行う教育」のことで、教育基本法が掲げる教育の目標の達成に向けて、体系的かつ組織的に行う教育をさします。
- **家庭教育とは**
「家庭教育（父母その他の保護者が子どもに対して行う教育）」とは、すべての教育の出発点であり、右記の資質・能力等を子どもに育み、子どもの心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うものであると文部科学省は示しています。
- **社会教育とは**
「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であると文部科学省は示しています。

- ① 基本的な生活習慣・生活能力
- ② 人に対する信頼感
- ③ 豊かな情操
- ④ 他人に対する思いやり
- ⑤ 善悪の判断などの基本的倫理観
- ⑥ 自立心や自制心
- ⑦ 社会的なマナー

2 本市の教育理念

変化が激しく将来を予測することが困難な現代社会であるからこそ、次代を担う子どもたちが、充実した人生をしなやかに生きること、持続可能な社会の創り手として、明るい未来を思い描きながら、他者とともに成長していくことが重要です。

そのためには、多様な価値観を尊重し自分も他者も大切にできる心、他者よりよい関係を築きながら協働する力、広い視野で主体的に判断し、予期せぬ事態へ柔軟に対応する能力、挑戦心を持って新たな世界にふみ出す勇気、粘り強く最後までやり抜く力、そしてそれらを支える健康な体と体力、加えて、生涯にわたって学び続ける意欲を育み、これらの力を備えた人格を形成することが、教育の大きな役割です。

本市では、このような教育に課せられた役割に対して、よりどころとなる普遍的な理念である「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念として定めています。

「教育理念」 「ひとづくり・まなび・ゆめ」

豊かな心のひとづくり

自分のよさや可能性を大切に、人権意識を持ち、多様な価値観を認め、他者の立場や思いを尊重できる豊かな心、また、持続可能な社会の創り手として、様々な変化や状況を前向きに捉え、主体的に社会に参画し、新たな価値を見出すことのできる創造性あふれる柔軟な心を育む教育を推進します。

確かな学びの形成

変化の激しい不確実な社会を生き抜くために必要となる、主体的に課題を発見し、広い視野で物事を捉え、解決に向けて新たな価値を創造することができる力や、自らを律し、学び続け、他者と協働しながら、学んだことを自身の人生や社会で生かすことのできる幅広い力を形成する教育を推進します。

ゆめをはぐむ教育の推進

自分のよさや可能性を発揮しながら、生涯にわたり、しなやかに、よりよく生き、ゆめの実現に向けて様々な選択ができるよう、学校や家庭、地域を含む多様な主体と連携しながら、誰一人取り残さない教育を推進します。
また、本市が有する歴史的背景のもと、自由・自治の精神や、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進します。